

兵庫県公報

平成27年8月14日 金曜日 第2722号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|---|-----|
| ○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課） | 1 |
| ○ 土地改良区の定款の変更認可（同） | 2 |
| ○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同） | 2 |
| ○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課） | 2 |
| ○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課） | 6 |
| 公 告 | |
| ○ 特定非営利活動促進法第44条第1項に基づく認定（県民生活課） | 8 |
| ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課） | 8 |
| ○ 同 上（同） | 9 |
| ○ 同 上（同） | 10 |
| ○ 同 上（同） | 11 |
| ○ 同 上（同） | 12 |
| ○ 同 上（同） | 13 |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課） | 14 |
| ○ 同 上（同） | 15 |
| ○ 同 上（同） | 15 |
| 警察本部公告 | |
| ○ 落札者等の公示 | 15 |

告 示

兵庫県告示第685号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成27年8月14日

兵庫県知事 井戸敏三

平岡町土地改良区

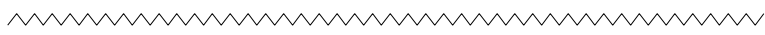
退任役員

| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-------------------|
| 理 事 | 小 南 好 弘 | 加古川市平岡町土山940番地の2 |
| 同 | 黒 田 武 | 同 市平岡町新在家1010番地 |
| 同 | 松 本 常 和 | 同 市平岡町新在家2030番地の1 |
| 同 | 稲 田 勉 | 同 市平岡町新在家975番地 |
| 同 | 木 下 進 | 同 市平岡町西谷106番地 |
| 同 | 上 田 寛 二 | 同 市平岡町高畑41番地 |
| 同 | 南 澤 弘 | 同 市平岡町二俣619番地 |
| 同 | 井 上 賢 司 | 同 市平岡町一色337番地 |
| 同 | 森 田 透 | 同 市平岡町新在家267番地の2 |
| 監 事 | 村 上 敏 廣 | 同 市平岡町新在家1863番地の2 |
| 同 | 鉢 田 喜 市 | 同 市平岡町土山15番地 |
| 同 | 胡 中 利 郎 | 同 市平岡町二俣623番地の1 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|-----|-----|
|-------|-----|-----|

| | | |
|-----|---------|-------------------|
| 理 事 | 中 田 喜 高 | 加古川市平岡町新在家1040番地 |
| 同 | 兼 本 操 | 同 市平岡町土山531番地 |
| 同 | 小 南 好 弘 | 同 市平岡町土山940番地の2 |
| 同 | 上 田 雅 敏 | 同 市平岡町高畑41番地 |
| 同 | 岩 坂 嘉 邦 | 同 市平岡町新在家2354番地 |
| 同 | 中 谷 正 博 | 同 市平岡町二俣883番地の1 |
| 同 | 岸 田 保 | 同 市平岡町二俣224番地の5 |
| 同 | 中 田 正 則 | 同 市平岡町新在家319番地 |
| 同 | 穴 田 泰 英 | 同 市平岡町新在家1001番地の1 |
| 監 事 | 木 下 進 | 同 市平岡町西谷106番地 |
| 同 | 村 上 敏 廣 | 同 市平岡町新在家1863番地の2 |
| 同 | 井 上 義 樹 | 同 市平岡町一色東1丁目51番地 |



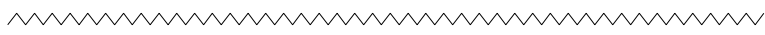
兵庫県告示第686号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
|----------|-------------|
| 岡土地改良区 | 平成27年 6月 2日 |
| 引野土地改良区 | 平成27年 7月23日 |
| 八幡土地改良区 | 平成27年 7月23日 |



兵庫県告示第687号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成27年 7月30日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

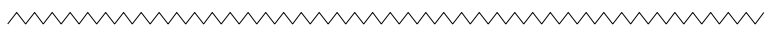
さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成27年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 事 業 名 | 地 区 名 | 縦覧の期間 | 縦覧の場所 |
|------------|-------|-------------------------------|------------------|
| 農村地域防災減災事業 | 林谷池地区 | 平成27年 8月14日から 同 年 9月 3日 まで | 神 戸 市 北 区 役 所 |



兵庫県告示第688号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
多木化学株式会社本社工場
加古郡播磨町宮西346番地
常務取締役本社工場長 安 東 誠
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
多木化学株式会社本社工場
加古郡播磨町宮西346番地
- (3) 特定施設に関する事項

| | | | | | |
|--|---|-------------------------|--------|--------|--------|
| 種 類 | 27号イ ろ過施設 | 27号ヌ 廃ガス洗浄施設 (No. 1) | | | |
| 能 力 | 0.2m ³ /時 | 2,520m ³ N/時 | | | |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | 許可後 | 同 左 | | | |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日 | 着手後1箇月 | 同 左 | | | |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日 | 完成後 | 同 左 | | | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | 24時間連続 | 同 左 | | | |
| 使用時間の季節的変動の概要 | なし | 同 左 | | | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値 | 区 分 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | 水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数) | 6~7 | 6~7 | 2~7 | 2~7 |
| | 生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L) | — | — | — | — |
| | 化学的酸素要求量 (単位 mg/L) | 10 | 20 | 10 | 20 |
| | 浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L) | 100 | 200 | 30 | 60 |
| | 窒 素 含 有 量 (単位 mg/L) | 10,000 | 15,000 | 18,000 | 21,000 |
| | リン 含 有 量 (単位 mg/L) | 0.2 | 0.4 | 0.2 | 0.4 |
| | ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L) | 11,000 | 15,000 | 1,300 | 2,000 |
| | アンモニア、アンモニア化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L) | 10,000 | 15,000 | 18,000 | 21,000 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日) | 2.5 | 2.5 | 0.5 | 0.5 | |

備考 既設特定施設を廃止するとともに、汚水等は循環再利用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成27年 8月14日から同年 9月 4日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び播磨町すこやか環境グループ

| | |
|--------------------------|-----|
| 27号又 廃ガス洗淨施設 (No. 2) | |
| 12,000m ³ N/時 | |
| 同 左 | |
| 同 左 | |
| 同 左 | |
| 同 左 | |
| 同 左 | |
| 通 常 | 最 大 |
| 7～9 | 7～9 |
| — | — |
| 3 | 5 |
| 20 | 30 |
| 1 | 2 |
| 0.2 | 0.4 |
| — | — |
| — | — |
| 1.8 | 1.8 |

兵庫県告示第689号

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成27年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 商号又は名称及び 代表者氏名 | 主たる営業所の所在地 | 許可番号 | 取り消した建設業 | | 処分の原因と なった事実 | 取消年月日 |
|-----------------------|------------------------------|-----------------------------|----------|-------------------------------------|------------------|-------------|
| | | | 区分 | 種 類 | | |
| (株)アルヴァジャパン 代宮脇 兼次 | 神戸市灘区城内通1-4-1 ハイグレード城ノ内1F | 般-23 第110123号 | 一般 | 建築工事業、内装仕上工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 平成27年 5月31日 |
| 佐伯防水工業 代佐伯 覚 | 同 市北区鈴蘭台西町3-12-36 | 般-24 第114969号 | 一般 | 防水工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 年 2月22日 |
| 秀電工 代牛嶋 秀人 | 同 市同区藤原台中町3-2-14 | 般-25 第115258号 | 一般 | 電気工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 年 5月15日 |
| 河瀬組 代河瀬 将勝 | 同 市長田区久保町4-8-10 ワインベール新長田102 | 般-25 第115214号 | 一般 | とび・土工工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 年 4月15日 |
| 竹中電気工事 代竹中 浩一 | 同 市西区秋葉台1-10-16 | 般-26 第115679号 | 一般 | 電気工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 月 7日 |
| (株)セレクトホーム 代脇長 敬治 | 同 市同区玉津町田中588-1 | 般-25、26 第114251号 | 一般 | 土木工事業、内装仕上工事業 | 建設業の廃止 (一部廃業) | 平成27年 5月31日 |
| 加藤設備 代加藤 裕二 | 尼崎市南武庫之荘3-1-7-501 | 般-24 第217575号 | 一般 | 管工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 月24日 |
| (株)宮脇組 代宮脇 謙三 | 同 市東園田町1-229 | 般-23 第212294号 | 一般 | とび・土工工事業 | 建設業の廃止 (一部廃業) | 同 月31日 |
| 赤星住設 代金子 政行 | 同 市水堂町2-16-26 | 般-25、26 第217807号 | 一般 | 管工事業、内装仕上工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 |
| 中山配管工業(株) 代中山 眞二 | 同 市水堂町3-7-1 | 般-23 第210886号 | 一般 | 管工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 平成27年 6月 1日 |
| (株)大辰 代辰己 誠 | 同 市南塚口町6-10-37 | 般-23、27 特-27 第217312号 | 特定 | 消防施設工事業 | 建設業の廃止 (一部廃業) | 同 |
| 丸井工業(株) 代丸井 勝則 | 同 市久々知3-24-35 | 般・特-22 第202336号 | 一般 | 土木工事業、とび・土工工事業、しゅんせつ工事業 | 建設業の廃止 (一部廃業) | 平成27年 6月22日 |
| 網野電気 代網野 正 | 同 市東園田町1-187-6 | 般-25 第217749号 | 一般 | 電気工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 月30日 |
| (有)山高建設工業 代高澤 俊治 | 西宮市広田町12-24 | 般-22 第214220号 | 一般 | 土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業 | 建設業の廃止 (一部廃業) | 平成26年 6月 1日 |
| 船尾電器(株) 代船尾 浩幸 | 伊丹市昆陽3-252 | 般-23 第301587号 | 一般 | 電気工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 平成27年 5月31日 |
| 和建築工房 代岡島 和夫 | 同 市南野5-6-1 | 般-24 第301249号 | 一般 | 建築工事業、とび・土工工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 年 6月16日 |
| (株)内外緑建 代阪上 宗佑 | 宝塚市山本丸橋1-5-14 | 般-22 第209289号 | 一般 | とび・土工工事業 | 建設業の廃止 (一部廃業) | 同 年 5月31日 |
| 山口工業 代山口 正洋 | 三田市つつじが丘北3-5-13 | 般-23 第302197号 | 一般 | とび・土工工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 年 3月31日 |

| | | | | | | |
|--------------------------------|---------------------|-----------------------------|----------|---|------------------|-------------|
| 赤木電気 (代)赤木 肇 | 同 市下内神489—23 | 般—24 第301781号 | 一般 | 電気工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 年6月29日 |
| ユウキ塗装 (代)神田 敏行 | 明石市明南町2—19—17 | 般—23 第407104号 | 一般 | 塗装工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 年4月24日 |
| 阪神水道 (代)星本 義夫 | 加古川市神野町西条 1138—3 | 般—24 第402961号 | 一般 | 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 平成26年9月30日 |
| 歩信栄建設(株) (代)前田 正芳 | 同 市野口町水足 1473—2 | 般・特—26 第403080号 | 特定 | 鉄筋工事業 | 建設業の廃止 (一部廃業) | 平成27年5月19日 |
| 正栄建設(株) (代)春山 栄吉 | 同 市尾上町安田 331—1 | 般・特—24 第403485号 | 一般 特定 | 管工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業 | 建設業の廃止 (一部廃業) | 同 年6月15日 |
| 榊住友興業 (代)住友 達矢 | 高砂市荒井町新浜2—15—21 | 般—26 第406118号 | 一般 | 土木工事業、とび・土工工事業、水道施設工事業 | 建設業の廃止 (一部廃業) | 同 年2月1日 |
| (有)メイショク住建 ヤマウチ (代)山内 敏洋 | 加古郡稲美町国岡5—77 | 般—26 第406914号 | 一般 | 建築工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 年6月8日 |
| 大洋建設 (代)村田 雄一 | 三木市志染町青山6—22—16 | 般—23 第352014号 | 一般 | 建築工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 平成26年12月31日 |
| 平井創建 (代)平井 健一 | 同 市加佐302—10 | 般—26 第353632号 | 一般 | 建築工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 平成27年5月31日 |
| 堀中工務店 (代)堀中 順二 | 加西市北条町小谷195—1 | 般—23 第351304号 | 一般 | 建築工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 平成26年7月1日 |
| 中山組 (代)中山 京史 | 同 市北条町古坂7—60—3 | 般—24 第353568号 | 一般 | とび・土工工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 平成27年5月31日 |
| 榊岸本組 (代)岸本 正明 | 加東市木梨601 | 般—22、27 特—22 第351071号 | 一般 特定 | 土木工事業、ほ装工事業、塗装工事業 | 建設業の廃止 (一部廃業) | 同 年7月30日 |
| 竹中鋼管(株) (代)竹中 一成 | 姫路市西延末168—1 | 般—23 第450267号 | 一般 | 水道施設工事業 | 建設業の廃止 (一部廃業) | 同 年3月31日 |
| 榊神姫美装 (代)福島 由紀美 | 同 市北条梅原町110 | 般—24 第458076号 | 一般 | 塗装工事業、防水工事業 | 建設業の廃止 (一部廃業) | 同 |
| 榊浦岡土木興業 (代)浦岡 慎介 | 同 市豊富町豊富3424—4 | 般—26 第459970号 | 一般 | とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業 | 建設業の廃止 (一部廃業) | 平成27年4月10日 |
| 福島土木 (代)福島 照幸 | 同 市林田町下構98 | 般—24 第456035号 | 一般 | 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 年6月30日 |
| 榊堀口 (代)堀口 彰一 | 神崎郡神河町栗賀町 466—1 | 般—22、27 第453412号 | 一般 | 土木工事業 | 建設業の廃止 (一部廃業) | 同 年5月25日 |
| 榊村岡電気商会 (代)村岡 正敏 | 同 郡同 町大河314—1 | 般—22、27 第456794号 | 一般 | 消防施設工事業 | 建設業の廃止 (一部廃業) | 同 年6月3日 |
| 安井建設 (代)安井 勝利 | 同 郡福崎町東田原 1201—1 | 般—26 第460715号 | 一般 | 管工事業 | 建設業の廃止 (一部廃業) | 同 年4月30日 |
| (有)建匠 (代)釜坂 好隆 | 同 郡同 町西田原 1289—7 | 般—25 第458864号 | 一般 | 土木工事業、建築工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 年5月29日 |
| 奥居工業 (代)奥居 建治 | たつの市神岡町入野 261—1 | 般—26 第461326号 | 一般 | 管工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 月31日 |

| | | | | | | |
|-----------------------|----------------|---------------------|----|---|------------------|-------------|
| 鳥羽工務店 (代)鳥羽 正則 | 宍粟市山崎町山崎62—4 | 般-24 第503058号 | 一般 | 建築工事業、大工工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 平成27年 3月15日 |
| 榑太田工務店 (代)太田 大作 | 同 市山崎町門前26 | 特-23 第501993号 | 特定 | 建築工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 年 5月31日 |
| マルナカ産業(有) (代)中尾 紀一 | 佐用郡佐用町佐用3095—1 | 般-23、24 第551649号 | 一般 | 大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業 | 建設業の廃止 (一部廃業) | 同 年 6月 1日 |
| (有)本田組 (代)本田 茂一 | 養父市大屋町筏520—3 | 特-26 第600711号 | 特定 | 土木工事業、とび・土工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 月 5日 |

公 告

特定非営利活動促進法第44条第1項に基づく認定

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項に基づく認定を行ったので、次のとおり公示する。

平成27年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称 特定非営利活動法人都市生活コミュニティセンター
- (2) 代表者の氏名 林 佳 子
- (3) 主たる事務所の所在地 西宮市津門西口町12番 6号 サンハイツ名田B—1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、阪神・淡路大震災の被災者等及び一般の高齢者、要介護者等に対する日常生活支援活動を実施し、併せて同様の支援活動を行っている市民活動団体へのサポート事業等を行うことによって、地域のコミュニティづくりに寄与するとともに、真の被災地の復興と国内外の自然災害における被災者の生活の視点に立った救援・復興支援のシステムの確立に寄与することを目的とします。

2 当該認定の有効期間 平成27年 7月31日から平成32年 7月30日まで



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイエーグルメシティ西大島店
所在地 尼崎市稲葉荘1—1—5

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ダイエー
住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
代表者の氏名 近 澤 靖 英

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社ダイエー
住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
代表者の氏名 村 井 正 平

イ 変更後

名称 株式会社ダイエー
住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
代表者の氏名 近 澤 靖 英

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社ダイエー
住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
代表者の氏名 村 井 正 平

イ 変更後

名称 株式会社ダイエー
住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
代表者の氏名 近 澤 靖 英

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成27年2月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成27年2月1日

5 届出年月日

平成27年7月3日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年8月14日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成27年12月14日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイエーグルメシティ西武庫店
所在地 尼崎市武庫元町1-24-6

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ダイエー
住所 神戸市中央区港島中町四丁目 1 番 1
代表者の氏名 近 澤 靖 英

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社ダイエー
住所 神戸市中央区港島中町四丁目 1 番 1
代表者の氏名 村 井 正 平

イ 変更後

名称 株式会社ダイエー
住所 神戸市中央区港島中町四丁目 1 番 1
代表者の氏名 近 澤 靖 英

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| | | |
|----------|---------------------|---------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町四丁目 1 番 1 | 村 井 正 平 |
| 富 田 みどり | 尼崎市南塚口町 8—31—10 | |

イ 変更後

| | | |
|----------|---------------------|---------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町四丁目 1 番 1 | 近 澤 靖 英 |
| 富 田 みどり | 尼崎市南塚口町 8—31—10 | |

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成27年 2月 1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成27年 2月 1日

5 届出年月日

平成27年 7月 3日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年 8月14日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成27年12月14日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ダイエーグルメシティ北鳴尾店
 所在地 西宮市学文殿町一丁目9番20
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社ダイエー
 住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
 代表者の氏名 近 澤 靖 英
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 名称 株式会社ダイエー
 住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
 代表者の氏名 村 井 正 平
 - イ 変更後
 名称 株式会社ダイエー
 住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
 代表者の氏名 近 澤 靖 英
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| | | |
|----------|-----------------------|---------|
| ア 変更前 | | |
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町四丁目1番1 | 村 井 正 平 |
| 名 川 裕 之 | 神戸市東灘区森北町4丁目4番12-227号 | |
| イ 変更後 | | |
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町四丁目1番1 | 近 澤 靖 英 |
| 名 川 裕 之 | 神戸市東灘区森北町4丁目4番12-227号 | |
- 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成27年2月1日
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成27年2月1日
- 5 届出年月日
平成27年7月3日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成27年8月14日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成27年12月14日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生

活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アクロスプラザ西脇
所在地 西脇市高田井町55-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 第一リース株式会社
住所 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
代表者の氏名 遠 藤 経 雄
- 3 変更事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前
名称 第一リース株式会社
住所 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
代表者の氏名 酒 井 雅 士
 - (2) 変更後
名称 第一リース株式会社
住所 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
代表者の氏名 遠 藤 経 雄
- 4 変更年月日
平成27年 4月1日
- 5 届出年月日
平成27年 7月27日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成27年 8月14日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成27年12月14日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ダイエーグルメシティ小林店
所在地 宝塚市福井町32-28
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| | | |
|----------|------------------|---------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町四丁目1番1 | 近 澤 靖 英 |
| 友 金 稔 | 宝塚市小林2丁目2番14号 | |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| | | |
|----------|------------------|---------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町四丁目1番1 | 村 井 正 平 |
| 友 金 稔 | 宝塚市小林2丁目2番14号 | |

イ 変更後

| | | |
|----------|------------------|---------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町四丁目1番1 | 近 澤 靖 英 |
| 友 金 稔 | 宝塚市小林2丁目2番14号 | |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| | | |
|----------|--------------------|---------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町四丁目1番1 | 村 井 正 平 |
| 百圓領事館 | 大阪府吹田市垂水町3丁目34番15号 | 岡 村 邦 彦 |

イ 変更後

| | | |
|----------|--------------------|---------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町四丁目1番1 | 近 澤 靖 英 |
| 百圓領事館 | 大阪府吹田市垂水町3丁目34番15号 | 岡 村 邦 彦 |

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成27年2月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成27年2月1日

5 届出年月日

平成27年7月3日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年8月14日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成27年12月14日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ダイエー川西店
 所在地 川西市多田桜木1-1-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社ダイエー
 住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
 代表者の氏名 近 澤 靖 英
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 名称 株式会社ダイエー
 住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
 代表者の氏名 村 井 正 平
 - イ 変更後
 名称 株式会社ダイエー
 住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
 代表者の氏名 近 澤 靖 英
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| ア 変更前 | 住所 | 代表者の氏名 |
|------------------|-------------------|---------|
| 名称 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町四丁目1番1 | 村 井 正 平 |
| 上新電機株式会社 | 大阪市浪速区日本橋西1-6-5 | 土 井 栄 次 |
| 株式会社キャンドウ 外1者 | 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号 | 城 戸 一 弥 |
| イ 変更後 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 名称 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町四丁目1番1 | 近 澤 靖 英 |
| 上新電機株式会社 | 大阪市浪速区日本橋西1-6-5 | 土 井 栄 次 |
| 株式会社キャンドウ 外1者 | 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号 | 城 戸 一 弥 |
- 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成27年2月1日
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成27年2月1日
- 5 届出年月日
平成27年7月3日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成27年8月14日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成27年12月14日
 - (2) 提出先
兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
相生市池之内字家ノ下1011番、1012番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
相生市赤坂一丁目1番24号
有限会社アオイ 代表取締役 田 中 豊 太
- 3 許可年月日及び許可番号
平成27年 3月25日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－48号（26相生）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市揖保川町正條字榎ヶ坪1098番、1099番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
たつの市揖保川町神戸北山155番地23
ヤタキホーム 矢 瀧 敬 三
- 3 許可年月日及び許可番号
平成27年 3月30日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－47号（26たつの）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町島田字竹ノ後6番、7番、6番地先里道
同 市神岡町東鷺崎字六反田569番、571番1の一部、571番2、569番地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市土山六丁目6番4号
島谷不動産 島 谷 一 也
- 3 許可年月日及び許可番号
平成27年 7月29日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－30－2号（26たつの）

警 察 本 部 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成27年 8月14日

契約担当者

兵庫県警察本部長 井 上 剛 志

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 男性警察官用冬合ワイシャツ 4,762着
 - (2) 男性警察官用短靴（紐有） 2,856足
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部総務部装備課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年7月17日
- 4 落札者の名称及び住所
 - (1) 男性警察官用冬合ワイシャツ
株式会社三友繊維神戸営業所 神戸市須磨区離宮西町2丁目2-1 離宮ビル406号
 - (2) 男性警察官用短靴（紐有）
サカイ靴被服協同組合神戸営業所 神戸市灘区楠丘町6丁目6-3
- 5 落札金額
 - (1) 男性警察官用冬合ワイシャツ
30,806,330円
 - (2) 男性警察官用短靴（紐有）
22,825,152円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成27年6月2日